

## 令和4年度弘前市交通事業者等事業継続特別対策支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響の長期化を踏まえ、交通事業者等の事業継続に必要な車両の維持を支援し、もって原油の価格高騰が当該交通事業者等の経営に及ぼす影響を緩和し、地域住民及び来訪者の足としての交通手段を確保するため、令和4年度予算の範囲内において弘前市交通事業者等事業継続特別対策支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高速バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業のうち高速バス事業を、法第4条第1項の許可を受けて行う者をいう。
- (2) タクシー事業者 法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を、法第4条第1項の許可を受けて行う者をいう。
- (3) 自動車運転代行事業者 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業を、青森県公安委員会の認定を受けて行う者をいう。

### (交付対象事業者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 市内に主たる事業所又は事務所（以下「事業所等」という。）を有し、当該事業所等で現に事業を営んでいる高速バス事業者、タクシー事業者又は自動車運転代行事業者であること。
- (2) 申請時点において、今後も事業を継続する意思を有すること。
- (3) 次に掲げるいずれにも該当しないこと。
  - ア 暴力団（弘前市暴力団排除条例（平成24年弘前市条例第4号。以下「条例」という。）第2条に規定する暴力団をいう。）
  - イ 暴力団員（条例第5条第2項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員と密接な関係を有するもの
  - エ アからウまでに掲げるもののいずれかが役員等（無限責任役員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

### (支援金の額)

第4条 支援金の額は、国土交通省東北運輸局（以下「運輸局」という。）に登録している事業用自動車又は青森県公安委員会に届出している随伴用自動車（以下これらを「登録等自動車」という。）の申請時点における台数から当該時点における休車の台数を控除して得た台数に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を乗じて得た額とする。ただし、当該得た台数は、令和4年6月1日時点における登録等自動車の台数を上限とする。

- (1) 高速バス事業者 20万円
- (2) タクシー事業者 5万円
- (3) 自動車運転代行業者 2万円

(交付申請及び請求)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和4年度弘前市交通事業者等事業継続特別対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）（以下「申請書兼請求書」という。）を市長に提出するものとする。

2 申請書兼請求書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 交付対象車両一覧（様式第2号）
- (2) 事業の許可又は認定を受けていることを証する書類の写しのうち、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定めるもの
  - ア 高速バス事業者及びタクシー事業者 運輸局からの自動車運送事業の許可書、更新許可書又は許可申請証明願の写し
  - イ 自動車運転代行業者 青森県公安委員会からの運転代行業の認定書の写し
- (3) 所有する自動車の台数が確認できる書類の写しのうち、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定めるもの
  - ア 高速バス事業者及びタクシー事業者 対象車両全ての車検証の写し又は対象車両全てのナンバーが写っている写真
  - イ 自動車運転代行業者 対象車両全ての車検証の写し並びに対象車両全ての社名表示及びナンバーが写っている写真
- (4) 振込口座が分かるものの写し

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 申請者は、令和4年9月30日までに、申請書兼請求書を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、申請書兼請求書の提出を受けたときは、その内容及び額について精査し、支援金を交付することが適当であると認める場合には、交付すべき支援金の交付決定を行い、令和4年度弘前市交通事業者等事業継続特別対策支援金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 申請書兼請求書による請求は、前項の規定による通知がなされた場合にあっては、のとみなす。

(支援金の交付)

第7条 市長は、前条第1項の規定による通知をしたときは、当該通知をした日から起算して30日以内に口座振替により支援金を交付する。

2 支援金の交付は、一の交付対象者につき、1回とする。

(支援金の返還)

第8条 市長は、支援金の交付の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けた場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る支援金を既に交付しているときは、当該支援金の返還を命じるものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。